

山口放送
放送基準

山口放送株式会社

昭和34年 5月22日 制定
昭和45年 4月 1日 改正
昭和50年 4月25日 改正
昭和51年 7月 1日 改正
平成 5年 4月13日 改正
平成11年 4月 1日 改正
平成15年 3月11日 改正
平成16年 3月 9日 改正
平成23年 7月12日 改正

山口放送は、放送番組の企画・制作・実施に当たっては、日本民間放送連盟放送基準と関係法令によるほか、次に示す基本方針に従うものとする。

1. 基本方針

山口放送株式会社はその放送を通じ、公共の福祉、文化の向上、産業と経済の繁栄に役立ち、平和な社会の実現に寄与することを目的とする。

この自覚に基づき、われわれは放送において何人からも干渉されず、不偏不党の立場を守り、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、言論および表現の自由を守り、法の秩序を尊重して社会の信頼にこたえなければならない。

したがって、その放送に当たっては、次の点を重視して、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに、即時性、普遍性など放送の持つ特性を発揮し、内容の充実に努める。

1. 正確で迅速な報道
2. 健全な娯楽
3. 教育・教養の進展
4. 児童および青少年に与える影響
5. 節度を守り、真実を伝える広告

以下の基準は、ラジオ・テレビ（多重放送を含む）の番組および広告などすべての放送に適用する。

条文中の「視聴者」は、ラジオの場合「聴取者」と読みかえるものとする。

2. 番組の一般基準

(1) 国家・国家機関

国民・国家および国家機関の権威を尊重する。

その権威を傷つけるような取り扱いはしない。

(2) 国 際

- (イ) 国際親善を害するおそれのある問題は、その取り扱いに注意する。
- (ロ) 人種・民族・国民に関することを取り扱う時は、その感情を尊重する。

(3) 人権・人格

- (イ) 人権・人格を尊重する。人命を軽視したり、個人、団体の名誉を傷つけるような取り扱いはしない。
- (ロ) 個人情報の取り扱いには十分注意し、プライバシーを侵すような取り扱いはしない。
- (ハ) 人種・性別・職業・境遇・信条などによって取り扱いを差別しない。
- (ニ) 人身売買および売春・買春は肯定的に取り扱わない。
- (ホ) 精神的、肉体的障害に触れる時は、同じ障害に悩む人々の感情に配慮しなければならない。

(4) 法 律

法令を尊重し、その執行を妨げる言動を是認するような取り扱いはしない。

(5) 政治・経済

- (イ) 政治に関しては公平な立場を守り、一党一派に偏らないように注意する。
- (ロ) 選挙事前運動の疑いがあるものは取り扱わない。
- (ハ) 政治・経済に関する意見は、その責任の所在を明らかにする。

(6) 宗 教

- (イ) 信教の自由および各宗派の立場を尊重し、他宗・他派を中傷、ひぼうする言動は取り扱わない。
- (ロ) 宗教を取り上げる際は、客観的事実を無視したり、科学を否定する内容にならないよう留意する。

(ハ) 特定宗教のための寄付の募集などは取り扱わない。

(7) 社 会

(イ) 社会の秩序、良い風俗、習慣を乱すような言動は肯定的に取り扱わない。

(ロ) 社会・公共の問題で意見が対立しているものについては、できるだけ多くの角度から論じなければならない。

(8) 家 庭

家庭生活と結婚制度を尊重し、これを乱し破壊するような思想を肯定的に取り扱わない。

(9) 性

性に関しては、家庭の視聴者特に青少年を考慮し、困惑・嫌悪の感じを抱かせないように注意する。

(10) 犯 罪

(イ) 犯罪を肯定したり犯罪者を英雄扱いしたりしてはならない。

(ロ) 犯罪の手口を表現する時は、模倣の気持ちを起こさせないように注意する。

(ハ) 賭博およびこれに類するものの取り扱いは控え目にし、魅力的に表現しない。

(ニ) 麻薬や覚せい剤などを使用する場面は控え目にし、魅力的に取り扱ってはならない。

(ホ) 誘拐などを取り扱う時は、その手口を詳しく表現してはならない。

(11) 表現・演出

(イ) 放送内容は、放送時間に応じて視聴者の生活状態を考慮し、不快な感じを与えないようにする。

(ロ) わかりやすくして適正な言葉と文字を用いるように努める。

- (ハ) 劇的効果のためにニュース形式などを用いる場合は、事実と混同されやすい表現をしてはならない。
- (ニ) 病的、残虐、悲惨、虐待などの情景を表現する時は、視聴者に嫌悪感を与えないようにする。
- (ホ) 殺人・拷問・暴行・私刑などの残虐な感じを与える行為、その他精神的、肉体的苦痛を誇大または刺激的に表現しない。
- (ヘ) 特定の対象に呼びかける通信・通知およびこれに類似するものは取り扱わない。ただし、人命に関わる場合その他、社会的影響のある場合は除く。
- (ト) 視聴者が通常、感知し得ない方法によって、なんらかのメッセージの伝達を意図する手法（いわゆるサブリミナル的表現手法）は、公正とはいええず、放送に適さない。
- (チ) 細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法などについては、視聴者の身体への影響に十分、配慮する。

(12) 児童および青少年への配慮

- (イ) 児童番組は、児童に与える影響を考慮し、新しい世代の健全な育成に努めることを目的とする。
- (ロ) 児童番組の制作にあたっては、児童及び青少年の人格形成に貢献し、良い習慣、責任感、正しい勇気などの精神を尊重させるように配慮する。
- (ハ) 児童向け番組は、健全な社会通念に基づき、児童の品性を損なうような言葉や表現は避けなければならない。
- (ニ) 児童向け番組で、悪徳行為・残忍・陰惨などの場面を取り扱う時は、児童の気持ちを過度に刺激したり傷つけたりしないように配慮する。
- (ホ) 放送番組は、放送時間帯に応じ児童及び青少年の視聴に十分配慮する。
- (ヘ) 催眠術、心霊術などを取り扱う場合は、児童及び青少年に安易な模倣をさせないよう特に注意する。
- (ト) 武力や暴力を表現する時は、青少年に対する影響を考慮しなければならない。

- (チ) 児童を出演させる場合には、児童としてふさわしくないことはさせない。特に報酬または商品を伴う児童参加番組においては、過度に射幸心を起こさせてはならない。
- (リ) 未成年者の喫煙、飲酒を肯定するような取り扱いはしない。

3. 各種番組の基準

(1) 報道番組

(社会にとって重要なあるいは関心のある時事的な出来事や動きを報じる。)

- (イ) ニュースは市民の知る権利へ奉仕するものであり、事実に基づいて報道し、公正でなければならない。
- (ロ) ニュース報道にあたっては、個人のプライバシーや自由を不当に侵したり、名誉を傷つけたりしないように注意する。
- (ハ) 取材・編集にあたっては、一方に偏るなど、視聴者に誤解を与えないように注意する。
- (ニ) ニュースの中で意見を取り扱うときは、その出所を明らかにする。
- (ホ) ニュース、ニュース解説および実況中継などは、不当な目的や宣伝に利用されないよう注意する。
- (ヘ) ニュースの誤報は速やかに取り消しまたは訂正する。

(2) 教育番組

(知見を広め、情操を豊かにし、倫理性を高め、かつ生活の向上を意図した番組であって、学校教育または社会教育に資することを意図する。)

- (イ) 学校向け番組は、広く各界の意見を聞いて学校に協力し、視聴覚的特性を生かして、教育的効果を上げるように努める。
- (ロ) 社会向け番組は、学問・芸術・技術・技芸・職業など、専門的な事柄を視聴者が興味深く習得できるようにする。
- (ハ) 放送の企画と内容は、教育関係法規に準拠して、あらかじめ適当な方法

によって視聴対象が知ることのできるようにする。

(3) 教養番組

(知見を広め、情操を豊かにし、倫理性を高め、かつ生活の向上を意図する。ただし、教育に属するものを除く。)

- (イ) 学術・研究など専門的な事項については、社会通念の認める範囲で取り扱うことができる。
- (ロ) 医療や薬品の知識および健康情報に関しては、いたずらに不安・焦燥・恐怖・楽観・信じ込みなどの結果を招かないように注意する。

(4) 娯楽番組

(スポーツ、音楽を含め、生活を明るく、楽しく豊かにすることを意図する。)

- (イ) 視聴者を参加させる場合は、その機会を均等に与え、広く一般に及ぼし、審査は出演者の技能に応じて公正を期する。
また、報酬・賞品などは、過度に射幸心をそそらないように注意し、社会常識の範囲内にとどめる。
- (ロ) 懸賞に応募あるいは商品を贈与した視聴者の個人情報を、当該目的以外で利用してはならず、厳重な管理が求められる。

(5) その他

商品又はサービスの通信販売を目的とした通信販売番組は、関係法令を順守するとともに、事実に基づく表示を平易かつ明瞭に行い、視聴者の利益を損なうものであってはならない。

4. 広告基準

- (イ) 広告は真実を伝え、視聴者に利益をもたらすものでなければならない。
- (ロ) 広告は関係法令等に反するものであってはならない。
- (ハ) 広告は社会生活や良い習慣を害するものであってはならない。